



- I. カリフォルニア州プライバシー権法(CPRA)の概要
- II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

2020年
11月20日号

I. カリフォルニア州プライバシー権法(CPRA)の概要

執筆者: 河合 優子、大塩 春佳

1. 成立の背景等

2020年11月3日、米国カリフォルニア州において、カリフォルニア州プライバシー権法(California Privacy Rights Act of 2020、以下「CPRA」)が住民投票によって可決された。CPRAは、2020年1月1日に施行されたばかりのカリフォルニア州消費者プライバシー法(California Consumer Privacy Acts of 2018、以下「CCPA」)を大幅に改正して追加規制を定めており、新たな執行機関であるカリフォルニア州プライバシー保護局を創設する規定等の一部の規定を除き、2023年1月1日から施行される予定である。また、CPRAを施行するための規則(以下「施行規則」)の最終版は2022年7月1日までに採択される予定となっており、当局による執行は2023年7月1日以降に生じた違反事例を対象に、同日より開始される見込みである。

なお、CCPA上、従業員関連情報とBtoB取引関連情報については、同法の一部規定の適用猶予対象となっていたが、CPRAの成立に伴い、当該適用猶予が2023年1月1日まで延期される。

2. CPRAによる主な追加規制の概要

CPRAによる主な追加規制の概要は、以下のとおりである。

① 「センシティブ情報」の新設

CPRAは、「個人情報」の種類に新たに「センシティブ情報」を追加し(1798.140(v)(1)(L))、その定義を以下のとおり定めている(1798.140(ae))。

(a) 以下の情報を明らかにする個人情報

- ・ ソーシャルセキュリティ番号、運転免許証番号、州IDカード番号、パスポート番号
- ・ アカウントへのアクセスを可能とするセキュリティコード若しくはアクセスコード、パスワード、又は認証情報と組み合わされた、アカウント・ログイン情報、金融機関口座情報、デビットカード情報、クレジットカード情報

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

- ・ 正確な位置情報
 - ・ 人種的又は民族的起源、宗教又は哲学上の信念、労働組合への加入状況
 - ・ 郵便・電子メール・テキストメッセージの内容(事業者がこれらの受取人として意図されている場合を除く)
 - ・ 遺伝データ
- (b) 消費者を一意的に識別することを目的としたバイOMETリック情報の処理
- (c) 消費者の健康に関連して収集及び分析された個人情報
- (d) 消費者の性的生活又は性的指向に関連して収集及び分析された個人情報

センシティブ情報を収集する事業者は、収集時の通知やプライバシーポリシーにおいて、所定の事項を開示する義務を負う(1798.100(a)(2)、1798.135(c)(2))。

また、センシティブ情報について消費者には一定のコントロールを及ぼすことができる。具体的には、消費者は、一定の態様(具体的には、平均的な消費者が合理的に期待するサービスや商品を提供するための利用、セキュリティ確保のための利用、短期的な一時利用等)以外の態様でセンシティブ情報を利用・開示している事業者に対して、当該利用・開示を制限するよう要求することができるとともに(1798.121(a))、このような事業者は、ホームページ上に「Limit the Use of My Sensitive Personal Information」との明確かつ目立つリンクを提供する義務を負う(1798.135(a)(2))。

② 「事業者」の範囲の拡大

CCPA における「事業者」に加え、CPRA では以下の者も「事業者」に含まれ、同法の適用対象となる(1798.140(d)(3)(4))。

- (a) 「事業者」に該当する複数のエンティティがそれぞれ 40%以上の持分を有するジョイントベンチャー又はパートナーシップ
- (b) カリフォルニア州で事業を行う者(CCPA 上「事業者」に該当するエンティティ及び上記のジョイントベンチャー・パートナーシップを除く)であって、カリフォルニア州プライバシー保護局に対して、CPRA を遵守し、同法に拘束されることを証明する certification を自発的に提出した者

CCPA では「事業者」に該当しない投資先であっても、CPRA では「事業者」に該当する場合があります。自社グループにおける「事業者」の範囲を再確認することが考えられる。

③ 「共有」の新設

CPRA は、CCPA 上の「売却」とは異なる概念として「共有」の定義を新設した。「共有」(share)とは、「金銭その他の価値ある対価と引き換えに行うか否かを問わず、事業者が、クロス・コンテキスト行動ターゲティング広告のために、第三者に対し、消費者の個人情報を共有し、貸与し、公開し、開示し、流布し、利用可能な状態に置き、移転し、又は口頭、書面、電子的その他の手段により伝達すること」と定義されており(1798.140(ah)(1))、消費者がオプトアウト権を有する等、多くの場面で「売却」と同様の規制に服する。

④ 「コントラクター」の新設

CPRA は、CCPA 上の「サービスプロバイダ」とは異なる概念として「コントラクター」の定義を新設した。「コントラクター」とは、「事業者が、所定の事項を規定した書面契約に従い、事業上の目的で消費者の個人情報を利用可能とした者」と定義されており(1798.140(j))、CPRA 上の「第三者」に該当しなくなる(1798.140(ai))等、多くの場面で「サービスプロバイダ」と同様に取り扱われる。

加えて、CPRA は、個人情報を第三者に対して売却・共有する、又はサービスプロバイダ若しくはコントラクターに対して開示する事業者に対して、所定の事項を規定した契約の締結義務を明示している(1798.100(d))。

「コントラクター」の新設により、オプトアウト手続を経ずに個人情報を開示する場面が増える可能性がある。

⑤ 訂正要求権の追加

CPRA は、消費者の権利として新たに訂正要求権を追加した(1798.106)。訂正要求を受けた事業者は、不正確な個人情報を、消費者の指示通りに訂正する商業上合理的な努力を払う義務を負うが、詳細は施行規則において定められる(1798.106(c))。

⑥ 未成年者の個人情報保護の強化

個人情報の売却又は共有に同意しない未成年者(16歳未満)については、事業者は、当該未成年者の個人情報の売却又は共有を差し控えなければならず、再度同意を求めるには、12ヶ月以上の間隔をおくか、施行規則によって認められるか、当該未成年者が16歳になるまで待たなければならない(1798.135(c)(5))。

また、未成年者の個人情報に関する違反については、違反者(事業者、サービスプロバイダ、コントラクター等)において当該消費者が16歳未満であると実際に認識していた場合は、違反行為には故意がなくても、7500ドル(1ドル110円換算で82.5万円)の過料が科されることとされ、違反時の罰則が強化された(1798.155(a))。

⑦ 個人情報の保持に関する規制の新設

CPRAは、事業者に対して、個人情報の収集時の通知に、事業者が意図している保持期間を、個人情報の種類ごとに記載(具体的な保持期間を記載できない場合は、当該保持期間を決定するための基準を記載)する義務を課すとともに、当該通知で開示した目的のため必要な期間を超えて個人情報を保持することを禁止した(1798.100(a)(3))。

⑧ プロファイリングの実施に係る権利義務の明記

CPRAは、「プロファイリング」を「個人情報の自動化された処理であって、自然人に関する一定の個人的側面を評価するもの(特に、当該自然人の仕事のパフォーマンス、経済状況、健康、個人的嗜好、興味、信頼性、行動、位置又は動きに関する側面を分析又は予測するもの)」と定義した(1798.140(z))。プロファイリングを含む自動化された意思決定技術の使用について、施行規則において、消費者が開示要求権とオプトアウト権を有する旨のほか、当該開示要求権への対応として、事業者の、(i)当該意思決定プロセスに使用されているロジックに関する意味のある情報と、(ii)当該プロセスについて消費者に起こる可能性の高い結果とを開示する義務が定められる見込みである(1798.185(a)(16))。

⑨ 定期監査とリスク評価の実施義務

CPRAは、施行規則において、消費者のプライバシー又はセキュリティに重大なリスクをもたらす処理を行う事業者に対して、(i)1年ごとのサイバーセキュリティ監査と(ii)当該処理に関するリスク評価の実施を義務付ける旨を示唆している(1798.185(a)(15))。「重大なリスクをもたらす処理」であるか否かを判断するにあたっては、事業者の規模や複雑性、処理活動の性質やスコープ等の要素が考慮される。

⑩ エンフォースメントの強化

新たな執行機関として、カリフォルニア州プライバシー保護局が創設される(1798.199.100 et seq.)。

また、消費者の訴訟の対象となる個人情報に関し、CCPA上は、氏名と、ソーシャルセキュリティ番号やクレジットカード情報等の組み合わせのみに限定されているが、CPRAでは、電子メールアドレスとアカウントへのアクセスを可能とするパスワード又はセキュリティ上の質問とそれに対する回答の組み合わせが追加された(1798.155(a)(1))。

3. 日本企業によるCPRA対応のポイント

前述のとおり、CPRAが適用される「事業者」の範囲が拡大されたことから、まずは、新たにCPRAの適用スコープに入るジョイントベンチャー等が存在しないか、グループ内の資本関係等を確認する必要がある。

CPRAの適用スコープに入るエンティティでは、データマッピングや追加調査を行うなどして、センシティブ情報の有無、行動ターゲティング広告の利用状況、プロファイリングの有無等を含めて確認することが考えられる。

その上で、CCPA用に作成した各種通知やプライバシーポリシーの改訂、第三者・サービスプロバイダ・コントラクターとの間のデータ処理契約等の締結・改訂、個人情報の保持や権利行使対応に関するプラクティスの見直し等の対応を行う必要があるが、これらは、施行規則の制定動向を把握しつつ、進めていくことになると思われる。

CPRAでは、訂正要求権の行使・対応、プロファイリングの実施に係る権利義務、定期監査とリスク評価の実施義務など、新た

なコンセプトが加えられた。それらの詳細は、今後カリフォルニア州プライバシー保護局によって制定される施行規則で明らかになる予定であるため、今後もアップデートを注視する必要がある。



かわい ゆうこ
河合 優子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

y_kawai@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、各国データ関連法制への対応、ライセンス、電子商取引、株主総会対応その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの域外移転、M&Aに伴うデータの取扱い、医療・遺伝子関連データの取扱い等、多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。

おおしお はるか
大塩 春佳

西村あさひ法律事務所 弁護士

h_oshio@jurists.co.jp

2010年東京大学法学部卒業、2012年東京大学法科大学院修了、2013年弁護士登録。国内外 M&A 案件、コーポレート案件に広く携わる。

Ⅱ. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

執筆者: 岩瀬 ひとみ、松本 絢子、石川 智也、河合 優子、村田 知信

1. 中国

- 2020年10月17日、改正未成年者保護法が公布され、2021年6月1日から施行される。本改正では、新たに第5章(ネットワーク保護)及び第6章(政府保護)が新設された。ネットワーク保護としては、例えば以下のような未成年者のインターネット利用等に関する規定が設けられている。
 - 情報処理者が14歳未満の未成年者の情報を処理する際に両親その他の保護者の同意を取得することが求められる(72条1項)
 - 両親その他の保護者が未成年者情報の削除等を請求できる権利を有する(72条2項)
 - 未成年者がインターネットを通じてプライバシー情報を発表していることをネットワークサービス提供者が発見した場合には、速やかにこれを注意喚起し、必要な保護措置を講じなければならない(73条)

2. シンガポール

[当事務所アジアニューズレター2020年7月21日号](#)「シンガポール:個人情報保護法2020年改正案の主要な改正点」で紹介したシンガポール個人情報保護法(Personal Data Protection Act 2012)の改正案(Personal Data Protection (Amendment) Bill 2020)について、パブリックコメントの結果を踏まえて改訂された法案が2020年10月5日にシンガポール国会に提出され、11月2日に国会審議を通過した。大統領による審査の後、年内には最終的な法令が公布される予定と報道されている。

3. フィリピン

2020年10月19日付で、国家プライバシー委員会が規則 No.20-01 を発行した。同規則は、スマートフォン用アプリを運営している貸金業者が、電話番号や SNS の連絡先リスト等の個人情報を債権回収のために滞納者を攻撃する目的で収集することを明示的に禁止している。



いわせ
岩瀬 ひとみ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h_iwase@jurists.co.jp

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。1994年早稲田大学法学部卒業、2003年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT 関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT 分野では、国内・外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT 等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスを行う。



まつもと あやこ
松本 絢子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
a_matsumoto@jurists.co.jp

2005年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2012年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外の M&A や企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
フランクフルト&デュッセルドルフ事務所 共同代表
n_ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。GDPR を初めとするグローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供しており、関連する講演・執筆記事も多数。日本経済新聞社による「2019年に活躍した弁護士ランキング」の「データ関連分野」で、総合ランキング 1位(企業票+弁護士票)。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。



かわい ゆうこ
河合 優子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
y_kawai@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、各国データ関連法制への対応、ライセンス、電子商取引、株主総会対応その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの域外移転、M&A に伴うデータの取扱い、医療・遺伝子関連データの取扱い等、多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。



むらた とも のぶ
村田 知信

西村あさひ法律事務所 弁護士
to_murata@jurists.co.jp

2010年弁護士登録、2018年カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール卒業(LL.M.)後、ロンドンの知財ファームである Bristows LLP に出向。2019年から2020年にかけてホーチミンオフィスで勤務し、ベトナム、タイ、シンガポール等を含む東南アジアのサイバーセキュリティ、データ保護等の IT 関連規制や IT・知的財産に係る取引・紛争を中心にアドバイスを提供している。基本/応用情報技術者試験合格、情報処理安全確保支援士登録(2019年)。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>